

# お家の耐震化を始めませんか？



昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅を含め、平成12年の建築基準法改正以前に建てられた住宅は十分な耐震性能を満たしていない可能性が高く、近年の大規模地震においても1階部分が押しつぶされるような家屋倒壊が多く発生しています。また、家屋のみならずブロック塀の倒壊により、人的被害や道路を塞いでしまうことで救助活動への支障となるなど被害拡大の原因となっています。

岩美町では、住宅等の耐震化を推進するための補助制度を創設しており、少ない費用負担で住宅の耐震化を行うことができます！！

## 【岩美町震災に強いまちづくり促進事業】

令和7年度時点

区分	要件		補助率	1戸あたりの補助金の上限額	
耐震診断	無料診断	・平成12年5月31日以前に建築された木造住宅 ・延床面積 280㎡以下	自己負担なし 耐震診断を行う民間の建築士を町が無料で派遣します		
	一部補助	・平成12年5月31日以前に建築された木造住宅	2/3	図面有	UP 10.8万円
				図面無	UP 13.2万円
改修設計	・平成12年5月31日以前に建築された木造住宅 ・耐震診断により倒壊の危険性が高いと評価されたもの		1/2	16万円	
耐震改修	改修	・平成12年5月31日以前に建築された木造住宅 ・耐震診断により倒壊の危険性が高いと評価されたもの ・一定基準以上に耐震性能を向上させる改修工事であること	4/5	UP 140万円	
	NEW 建替	・平成12年5月31日以前に建築された木造住宅 ・耐震診断により倒壊の危険性が高いと評価されたもの ・既存住宅撤去後に同一敷地内に建築する場合		※建替後に居住する世帯の要件により UP 最大 240万円	
居室単位改修	・平成12年5月31日以前に建築された木造住宅 ・耐震診断により倒壊の危険性が高いと評価されたもの ・一定基準以上に耐震性能を向上させる改修工事であること		4/5	100万円	
耐震シェルター	・平成12年5月31日以前に建築された木造住宅 ・耐震診断により倒壊の危険性が高いと評価されたもの ・住宅の1階に設置するもの		23%	83.7万円	
	・住宅の1階に設置するもの ・高齢者、障がい者又は要介護者が現に居住する世帯		4/5	80万円	
耐震ベッド設置	・住宅の1階に設置するもの ・高齢者、障がい者又は要介護者が現に居住する世帯		4/5	50万円	
ブロック塀除却	・高さが60cm以上で避難路に面しており、ひび、傾き等があるもの ・基礎も含めて除却する場合は、増額あり		2/3	30万円	
フェンス等改修	・ブロック塀の除却と併せ、軽量のフェンス等を設置するもの		1/3	20万円	

※そのほか詳細な要件などがありますので、ホームページをご確認いただくか窓口にてご確認ください。

【注意】補助金の申請は、依頼先業者との契約・着手前に行ってください。

その他に屋根瓦の耐風・耐震対策メニューもあります！

## 住宅の耐震改修に係る税制の優遇措置

### (1) 所得税

昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、耐震工事の標準的費用をもとに、一定の算式により計算された額がその年分の所得税から控除されます。

※令和7年12月31日までに工事が完了したものが対象です。詳しくは**鳥取税務署**へお問い合わせください。

### (2) 固定資産税

昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対し、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅の固定資産税額（120㎡相当分まで）が1/2に減額されます。（翌年度分の固定資産税が対象となります。）

※令和8年3月31日までに工事が完了したものが対象です。詳しくは**岩美町役場 税務課**へお問い合わせください。

## 耐震化のための専門家派遣制度



無料

お住いの耐震化のための  
**専門家を派遣します**

“耐震化したいがどこに頼めばいいかわからない” “工事資金の準備が困難” “耐震基準を満たしていないので家を手放したい” などの耐震対策に関するお悩みについて、鳥取県と協力した無料の専門家派遣制度を行っております。

所定の申込書に必要事項をご記入の上、耐震担当窓口にお申込みください。

鳥取県のホームページに木造住宅の耐震化を行う会社が公表されていますので、こちらも参考にしてください。

URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/94360.htm>

鳥取 耐震化業者



## 感震ブレーカー設置補助金

大規模地震時に発生する火災の出火原因の半数以上が“通電火災”であるといわれております。

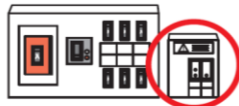
地震発生時に、とっさにブレーカーを操作をするのは困難ですので、地震を感知して自動的にブレーカーを遮断する「感震ブレーカー」が出火・延焼を防ぐのに有効です。

岩美町では「感震ブレーカー」の設置に係る費用について補助制度を創設しております。

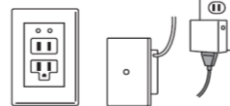
お住いの耐震対策と併せて活用をご検討ください。



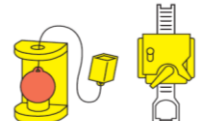
分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)



コンセントタイプ



簡易タイプ

【補助対象者】 (1) 町内に住宅を所有し、かつ、当該住宅の住所に住民登録を有する者  
(2) 町内に定住することを目的として住宅を新築しようとするもの

【補助率】 補助対象経費の2/3

【補助上限額】 (1) 電気工事を要するもの 40,000円  
※うち住宅を新築する場合（装置購入費のみ対象）  
20,000円  
(2) 電気工事が不要なもの 14,000円

【各事業に関するお問い合わせ先】  
岩美町役場 総務課 地域防災係  
電話 0857-73-1411